

下水道使用料を改定します

改定経緯

下水道事業は昭和63年の供用開始以来、下水道使用料を値上げすることなく事業運営をしてきましたが、汚水を処理するために必要な費用を下水道使用料で賄えておらず、一般会計からの繰入金を補てんして運営している状況です。

下水道使用料の適正化について令和5年9月から計4回、町下水道審議会において審議され、その答申を受け、下水道事業経営の健全化を図るため、下水道使用料の改定について令和6年3月議会を経て決定しました。

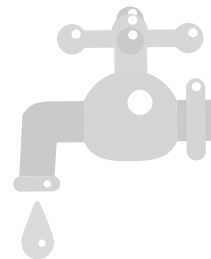
使用者の皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。
※改定は、下水道使用料のみで水道料金は改定ありません。

改定時期

令和6年10月分から適用

改定割合

約2割の値上げ



改定前と改定後の使用料比較表

| 料率 | 汚水量 | 改定前 | 改定後 |
|-------------------------------|-------------------------------------|--------|--------|
| 基本料金 | ～10m ³ | 1,000円 | 1,200円 |
| 超過料金 (1m ³ につき) | 11m ³ ～30m ³ | 100円 | 120円 |
| | 31m ³ ～50m ³ | 110円 | 130円 |
| | 51m ³ ～100m ³ | 120円 | 140円 |
| | 101m ³ ～ | 130円 | 150円 |

※税抜きを表となります。

Q&A

Q1. どのくらい上がるのですか

A1. 利用実績の多い20～25m³/月の世帯で400～500円程度の値上げとなります。

Q2. 下水道使用料は他市町と比べてどうですか

A2. 20m³あたりで比較すると旧料金2,000円は県内で最も安く、新料金2,400円でも安いほうとなります。

Q3. 令和7年度以降の値上げ予定はありますか

A3. 汚水を処理するために必要な費用を使用料で賄うには約4割の値上げが必要ですが、審議会の答申により一度に大幅な値上げをするのは、使用者の皆さまに大きな負担をかけることから段階的な値上げをすることとし、次回は3年後を目途に見直しを予定しています。

▶問い合わせ先＝上下水道課 下水道業務係 ☎569167

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮らしの店  **海老原善次商店**

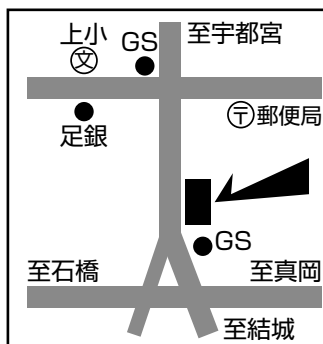
商品1個から配達します。 ☎0285-56-2065

ギャラリー & 多目的スペース

やねうら

ご利用を、随時受け付けています。
お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <https://ebiharashouten.jp/>



5月12日は民生委員・児童委員の日

「支えあう 住みよい社会 地域から」 5月12日は、民生委員・児童委員の日です
活動強化週間 5月12日(日)～18日(土)

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法および児童福祉法に設置が定められ、町の民生委員推薦会で選定された方を厚生労働大臣が委嘱しています。

任期は3年で、本町では現在47名の民生委員・児童委員が委嘱されており、うち3名が主任児童委員として指名されています。

●民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手です。子育てに関すること、高齢者の介護に関すること、健康・医療に関することなど、福祉に関する相談に応じます。また、地域の皆さんの心配ごとを解決するために、行政等の適切な機関へ橋渡しをする活動を行っています。

●主任児童委員の役割

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する委員です。区域担当児童委員と協力しながら、以下のような活動を行っています。

- ・児童福祉関係機関、学校、施設等との連絡調整
- ・要援護児童及び家庭への援助

民生委員・児童委員には、守秘義務があります。地域の皆さんから受けた相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行います。生活の中で気になっていることがありましたら、お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

お住まいの地域を担当している民生委員・児童委員が分からない場合は健康福祉課までお問い合わせください。

▶問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎66 9190

6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことから、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員は、地域の方の身近な相談相手として人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局と協力して人権侵害による被害者の救済をします。

また、多くの方に人権について関心を持っていただけるように啓発活動を行っています。21世紀は「人権の世紀」とされており、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提としてすべての人の人権が保障され、相互に尊重し合い共存できる豊かな社会の実現に向けて活動を展開しています。

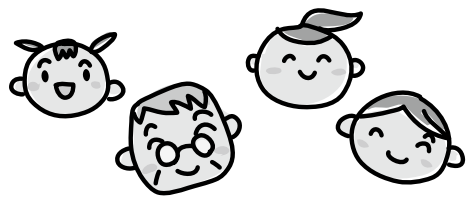
町では、下記のとおり特設相談所を開設し人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご相談ください。

▶日時＝6月6日(木) 午前9時～正午

▶場所＝上三川町役場 町民相談室

▶町の人権擁護委員＝

| | | | |
|------------|------------------|-------------|------------------|
| まくち 菊地 | もりと 守人さん(東汗) | たなか 田中 | のりこ 則子さん(上三川) |
| いなみ 稲見 | かずまさ 和正さん(多功) | ほうじょう 北條 | ひさお 久男さん(上三川) |
| しのはら 篠原 | みつえ 光枝さん(西木代) | いりえ 入江 | れいこ 玲子さん(石田) |



▶問い合わせ先＝健康福祉課 社会福祉係 ☎66 9190



小さな仕事から大きな仕事までご相談ください！！

地域の「困った」すべて解決！！

↑↑↑
HPはこちら

短時間
作業OK

★まずはお気軽にご要望を
お聞かせください！

- ◎ 頼れる家族や知人がいない
- ◎ ちょっと困った。助けが欲しい
- ◎ 一人では片付けできない

見積無料！

出張費無料！



HOME STYLE

住宅110当番！地域密着

コロナ特約店 (株)ホームスタイル

☎0120-107-077

〒329-0618 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1-37-1

◆営業時間 9:00～18:00

広告